

秋田県ごみ処理広域化・集約化計画改定業務委託仕様書

1 業務の名称

秋田県ごみ処理広域化・集約化計画改定業務

2 業務の目的

人口減少が進む中、持続可能な廃棄物の適正処理を確保するため、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが求められている。

こうした中、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「令和6年環境省通知」という。）により、各都道府県において、さらなる「ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」（以下「広域化・集約化」という。）の推進が求められている。

委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、令和6年環境省通知に基づき、令和3年9月に策定した秋田県ごみ処理広域化・集約化計画（以下「現行計画」という。）を2050年度（令和32年度）までを計画期間とする長期計画に内容を改定し、本県における広域化・集約化をさらに促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和10年3月24日（金）まで

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、次の（1）から（6）の業務とする。

なお、委託業務に当たっては、令和6年環境省通知及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課が作成した「広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月改訂）」の内容を十分に踏まえるとともに、試算や推計については、その方法や根拠となるデータを明らかにするものとする。

（1）現行計画に基づく広域化・集約化状況の分析・評価

現行計画に示された広域化ブロック（以下「ブロック」という。）ごとに、現時点までの各ブロックにおける広域化・集約化の取組内容とこれに紐づく効果（ごみ処理施設数の変化等）、進捗状況、課題を分析し、本県における広域化・集約化の評価を行う。

（2）人口及びごみ排出量等の将来予測等の基礎的情報の整理

2050年度までの県内市町村の人口及び種類別のごみ排出量等の将来予測等を実施するとともに、今後の一般廃棄物処理施設の適正かつ効率的な施設整備の方向性の検討に資するための基礎的情報を整理する（基礎的な情報の例：現在稼働している一般廃棄物処理施設の処理能力、耐用年数、老朽化状況、修繕・更新計画等）。

（3）ブロック区割りの設定見直し及びブロックごとの廃棄物処理体制の検討

(1) 及び(2)の結果を踏まえ、2050年度におけるブロックの区割りを設定し、各ブロックにおける一般廃棄物の処理体制を検討する。

なお、設定に当たっての基本的な考え方は以下のとおりとする。

ア 廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物等の処理も含め、廃棄物の資源化、資源循環の強化、エネルギーの回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的かつ効率的に行う観点から検討を行うこと。

イ 設定した各ブロックにおいて、一般廃棄物処理施設の種類ごとの整備計画を検討し、2050年度までの施設数の変遷を示すこと。

ウ 検討する一般廃棄物処理施設の種類は、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、保管施設及び最終処分場とする。なお、広域化・集約化に伴い収集運搬費等が増加する可能性があるため、収集運搬の中継施設(当該施設の設置の有無による収集運搬の効率及び経費の比較を含む。)も検討の対象とする。

エ ごみ焼却施設については、国が設置の検討を求めている処理能力300t/日以上施設の検討を必ず行うこと。

オ ブロック区割りの設定及び一般廃棄物処理体制の整備方針については、市町村の意見を聴いた上で作成すること。

(4) 広域化・集約化の効果の算出

次の項目について、現行の場合と現行計画で設定したブロックの場合、さらに、(3)で設定したブロックの場合をそれぞれ計算又は試算し、比較することで、今後のさらなる広域化・集約化により得られる効果を算出する。

ア ごみ処理事業経費

- ・施設の建設・整備費、運営・維持管理費、収集運搬費、既存施設の解体・撤去費等

イ 温室効果ガス排出量

- ・ごみ処理事業全体(収集運搬、中間処理、最終処分)に係る温室効果ガス排出量

ウ 資源循環・エネルギーの回収量

- ・資源循環の量の確保による資源循環の強化
- ・エネルギー回収施設の処理能力の大規模化によるエネルギーの回収・利活用の増加量

エ その他の効果と考えられる事項

(5) ごみ処理広域化・集約化協議会の運営等の支援

令和6年環境省通知に基づく「ごみ処理広域化・集約化協議会」(以下「協議会」という。)の設立、開催及び運営の支援を行う。協議会の開催は、令和9年度に3回程度を想定している。受託者は委託者の求めに応じて、配付資料の作成・印刷、提出した資料及びデータの説明、議事録の作成等、協議会の運営に必要な業務を行う。

なお、協議会の開催に当たっての市町村等との日程調整及び会場の確保並びに開催通知は、委託者が行う。

(6) 計画案（素案及び最終案）等の作成

(1) から (5) の結果を基に、現行計画を改定した計画案の素案（以下「素案」という。）を作成する。

また、素案作成後、委託者からの指示に従って素案の修正を行い、計画の最終案及びその概要版を作成する。なお、計画本体及びその概要版は、図表、写真、イラスト等を用いて、わかりやすさ、読みやすさにも配慮した構成とすること。

5 業務スケジュール

委託業務の年度ごとの業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 令和8年度の業務内容

- ・ 現行計画に基づく広域化・集約化状況の分析・評価
- ・ 人口及びごみ排出量等の将来予測等の基礎的情報の整理
- ・ ブロック区割りの設定見直し及びブロックごとの廃棄物処理体制の検討
- ・ 広域化・集約化の効果の算出

(2) 令和9年度の業務内容

- ・ ごみ処理広域化・集約化協議会の運営等の支援
- ・ 計画案（素案及び最終案）等の作成

6 業務実施に当たってのその他特記事項

(1) 受託者は、委託業務に着手前に実施計画書を提出すること。なお、実施計画書の内容は、委託業務の実施体制、連絡体制及び業務工程表とする。

(2) 受託者は、委託者と打合せや協議を行った際は、その内容を書面にまとめ、委託者に提出すること。

(3) 受託者は、委託者の求めに応じて各年度3回程度、委託業務の進捗状況を委託者に報告すること。

(4) 委託業務の遂行上、市町村等に対するアンケート等の調査を行う際は、事前に委託者の承認を得ること。

7 業務完了報告

受託者は、各年度の委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了届を提出すること。なお、年度ごとの業務完了届の提出期限は以下のとおりとする。

(1) 令和8年度業務完了届 令和9年3月26日（金）

(2) 業務完了届 令和10年3月24日（金）

8 成果品

受託者は、7の業務完了届に次の成果品を添付して委託者へ提出すること。

(1) 令和8年度業務完了届の提出時

- ア 4の(1)から(4)の業務の結果をまとめた中間報告書 2部(紙媒体)
- イ アの報告書作成のために収集、作成、分析した資料の電子データ一式を保存した電子媒体 1部

(2) 業務完了届の提出時

- ア 改定後の秋田県ごみ処理広域化・集約化計画 2部(紙媒体)
 - イ アの概要版(※) 2部(紙媒体) ※A4版5枚程度のものとする。
 - ウ 4の(5)の結果をまとめた報告書 2部(紙媒体)
 - エ 委託業務において収集、作成、分析した各種資料の電子データ一式((1)で提出したものを含む。)を保存した電子媒体 1部
- なお、将来予測及び効果算出に係るデータは、再利用可能な形式(エクセル等)とする。

9 契約に関する主な条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含む。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の委託業務完了後の精算払いとする。

なお、令和8年度に実施した業務に係る委託料の金額は、10,648,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、令和8年度の委託業務の規模を示すものである。

(3) 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ、委託者に対し、次の事項を記載した書面を提出し、その承認を得た場合は、この限りでない。

- ア 再委託の相手方の名称及び住所
- イ 再委託を行う業務の内容及びその範囲
- ウ 再委託が必要である理由
- エ 再委託の契約金額

(4) 契約の履行に関する措置

ア 委託者は、本業務(再委託したものを含む。以下同じ。)の履行について著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求することができる。

イ 受託者は、アの要求があったときは、その結果を要求のあった日から10日以内に、受託者その結果を書面で提出しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、委託業務の実施により知り得た秘密を目的外に利用し、又は第三者に漏らしてはな

らない。契約期間終了後においても同様とする。

(6) 成果品に関する権利

委託業務により作成される成果品に関する一切の権利は、全て秋田県に帰属するものとする。

10 関係法令の遵守

受託者は、委託業務を履行するに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定める。